

委託契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務名 医療用個人防護具流通在庫備蓄管理業務

（2）委託業務の内容 別添「医療用個人防護具流通在庫備蓄管理業務」仕様書
(以下「仕様書」という。)のとおり。

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2項に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲と協議することとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇,〇〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

3 第1項の委託料については、月ごとに支払うものとし、月ごとの金額は次のとおりとする。

	委託料
令和8年〇月	円
令和8年〇月	円
令和8年〇月	円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

(委託業務等の調査)

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、隨時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の完了報告)

第8条 乙は、毎月委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲が指定する様式による委託業務完了報告書を甲に提出するものとする。

(検査等)

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、検査しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。
- 3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して毎月委託料の支払の請求をするものとする。

- 2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び

中小企業信用保険法施工令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和 39 年徳島県規則第 23 号）第 36 条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
 - (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
 - (5) 契約条項に違反したとき。
 - (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。
- 4 乙は、第 1 項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第 16 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが

協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 徳島県

徳島県知事 後藤田 正純 印

乙 ○○県○○市○○町○○番地

△△△△

■ ■ ■ ■

印